

重要事項説明書

利用者： _____ 様

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業

株式会社 みのり

みのり訪問看護ステーション

株式会社みのりが設置する「みのり訪問看護ステーション」（以下「本事業所」という。）は、利用者に対して、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業（以下「サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項をご説明します。

1. 事業者の概要

法人名称	株式会社 みのり	
代表者	代表取締役 高橋 武範	
所在地	住所	〒336-0042 埼玉県さいたま市南区大字大谷口2029番地4
	電話	048-813-6535
	FAX	048-813-6533
設立年月日	平成16年12月1日	

2. 事業所の概要

事業所名称	みのり訪問看護ステーション	
管理者	管理者 高橋リサ子	
所在地	住所	〒336-0042 埼玉県さいたま市南区大字大谷口2029番地4
	電話	048-813-6535
	FAX	048-813-6533
サービスの種類	訪問看護	
介護保険事業所番号	1166590103(平成16年12月1日指定)	
通常の事業の実施地域	さいたま市(南区・緑区・浦和区)、川口市(柳崎・芝・北園町・在家・安行・木曾呂)	

3. 事業の目的と運営の方針

運営の目的	株式会社みのりが開設する指定訪問看護事業所「みのり訪問看護ステーション」（以下「本事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	①事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ②本事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るものとする。 ③事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業の運営

- (1) サービスの提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護の提供を行います。
- (2) サービスの提供にあたっては、本事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

5. 営業日及び営業時間

サービスの種類	平日(月～金曜日)	土・日・祝日
訪問看護	午前8時30分～午後5時30分	休業日

※年末年始：12月30日～1月3日は「祝日」の扱いとなります。

※ただし、当訪問看護ステーションは、24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

***電話番号：048-813-6535（緊急電話：080-4735-8852）**

6. 通常のサービスの実施地域

通常のサービスの実施地域は、さいたま市(南区・緑区・浦和区)、川口市(柳崎・芝・北園町・在家・安行・木曾呂)の区域とします。

7. 従事者の職種・員数及び職務の内容

管理者	看護師 高橋 リサ子
-----	------------

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	(常勤 12名)(非常勤 5名)	14.7名	管理業務を行うものも含む
准看護師	(常勤 名)(非常勤 名)	名	
保健師	(常勤 名)(非常勤 名)	名	
理学・作業療法士・言語聴覚士	(常勤 3名)(非常勤 名)	3名	
事務担当職員	(常勤 1名)(非常勤 名)	1名	

※訪問看護ステーションの設立にあたり、看護職員として保健師、看護師又は准看護師が常勤換算にて2.5名以上必要です。

(1) 管理者：1名（常勤職員1名）

従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。

(2) 看護師等：3名以上

- ・看護職員 常勤換算2.5以上（内、常勤職員1名以上）
- ・理学療法士等 適当数

本事業所の利用申込に係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員と理学療法士等が連携して作成する。

(3) 事務職員：1名以上（常勤職員、非常勤職員）

事務職は、必要な事務を行う。

8. サービスの内容

医師の指示による医療処置	・主治医の指示に基づく医療処置
病状・傷害の観察	・病気や障害の状態を観察・助言 ・血圧、体温、脈拍などのチェック
在宅療養のお世話	・身体の清拭、洗髪、入浴介助 ・食事や排泄の介助・指導
在宅でのリハビリテーション	・拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等
認知症や精神疾患のケア	・認知症状に対する利用者・家族の相談、対応方法の助言等
医療機器の操作援助・管理	・在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、マーゲンチューブ、 ストーマ等の管理
服薬指導	・服薬についての指導・相談
褥瘡の予防・処置	・褥瘡部の処置 ・体位変換等の指導
ターミナルケア	・がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援
家族指導	・介護方法の助言、病気や介護の不安の相談等

9. 利用料及びその他の費用の額

(1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成により、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとします。

(2) 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受理サービスであったときは各保険の負担割分をいただきます。（別紙参照）

その他、保険外の利用料があります。

※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）・多系統萎縮症（線条体黒質変性症・オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

(3) その他、処置に要した備品に係る費用については、実費を徴収します。

(4) 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

(5) サービスの提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印をしていただきます。

(6) 費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印をしていただきます。

(7) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の 17 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の 17 時 30 分までにご連絡がなかった場合	上限 3,000 円

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

10. 虐待の防止に関する措置

- (1) 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定します。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 本事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護ステーションの提供を継続的实施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 本事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 本事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 本事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13. その他事項

- (1) 看護職員の禁止行為
看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (2) サービスご利用に際してのお願い
 - ① お茶やお菓子など、お心付け等は一切ご不要です。
 - ② 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の配慮をお願いいたします。
 - ③ 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

- ④ ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
 - ⑤ 訪問中の喫煙や飲酒はご遠慮ください。
 - ⑥ 本事業者は、看護学生の実習受け入れ施設として協力をしております。看護師の教育の必要性をご理解いただき、ご協力お願いいたします。
 - ⑦ 訪問車で伺いますので、駐車が出来るところをご準備願います。
有料駐車場の場合、料金は利用者負担でお願いします。
- (3) サービス利用にあたっての禁止事項について
- ① 本事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
 - ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等の禁止。
※利用者が酒酔い状態の場合は、サービスの提供を行いません。

14. お支払方法

お支払い方法は、現金集金・口座自動引き落としの2通りですが、口座自動引き落としを原則としています。

毎月、前月分を15日までに請求します。20日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。利用料金の内訳を明記した書類は郵送又は訪問看護師がお届けします。

15. 衛生管理及び従事者の健康管理等

- (1) 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 本事業所は従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

16. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意して下さい。
- (2) 体調に異変があった場合は、速やかに申し出て下さい。

17. 緊急時等における対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 利用者に対してサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

主治医	医療機関名			
	主治医氏名			
	電話番号			
御家族 及び 代理人	氏名		続柄	
	ご住所			
	電話番号			
	携帯電話			
居宅支援 事業所			担当者	
	電話番号			

18. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

19. 苦情処理

- (1) サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。

常設窓口	受付時間	担当者
TEL：048-813-6535 FAX：048-813-6533	8：30～17：30	所長代理 高橋 あつ子

- (2) 本事業所は提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3) 本事業所は提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (4) 介護保険では、サービス等についての苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられておりサービス事業者・居宅介護支援事業者・市町村・国保連合会等の各主体が利用者からの苦情への対応を行っています。苦情・相談等がある場合には、下記の窓口にご連絡ください。

埼玉県国民健康保険 団体連合会	〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704番（国保会館） TEL：048-824-2568 FAX：048-824-2561
さいたま市役所 介護保険課	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 2階 TEL：048-829-1264 FAX：048-829-1981
さいたま市南区役所 高齢介護課	〒336-8586 さいたま市南区別所7-20-1 5階 TEL：048-844-7178 FAX：048-844-7277
さいたま市緑区役所 高齢介護課	〒336-8587 さいたま市緑区中尾975-1 TEL：048-712-1178 FAX：048-712-1270
さいたま市浦和区役所 高齢介護課	〒330-9586 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 TEL：048-829-6153 FAX：048-829-6238
川口市役所 介護保険課	〒332-8601 川口市青木2-1-1(第一本庁舎2階) TEL：048-258-1110（代表） FAX：048-258-7493
蕨市役所 健康長寿課	〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号 2階 TEL：048-433-7835
戸田市役所 長寿介護課	〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号 2階 TEL：048-441-1800（代表） FAX：048-444-5588

20. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

21. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

22. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

23. 個人情報の保護

- (1) 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 従事者が得た利用者の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- (3) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (4) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者ではなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

24. 損害賠償

利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

25. サービスの利用の開始・中止・変更・追加等

- (1) 訪問看護計画書作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します（居宅サービス計画書の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい）。
- (2) 利用者は、契約期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- (3) 本事業所の都合により、サービスが受けられなかった場合は、他の利用可能期間又は日時を利用者に改めて連絡します。
- (4) 利用者が利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、督促後も10日以内に支払われない場合又は利用者が正当な事由がなく再三サービスの中止を繰り返した場合、ならびに利用者やその家族等が本事業所の職員等に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより契約を解約して終了することがあります。

26. その他運営に関する留意事項

- (1) 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を、次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証・整備を行います。
 - ①採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ②継続研修 年1回以上
- (2) 本事業所は、以下のサービスに関する記録を整備し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に準じて、その完結の日から5年間保存するものとします。
 - ①主治医による指示の文書（第69条第2項）
 - ②訪問看護計画書
 - ③訪問看護報告書
 - ④提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ⑤市町村への通知に係る記録
 - ⑥苦情の内容等の記録
 - ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社みのりと本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の開始に際し、上記内容の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

指定居宅サービス事業者

所在地 〒336-0042 埼玉県さいたま市南区大字大谷口2029番地4

株式会社みのり みのり訪問看護ステーション

(重要事項説明者) 氏名 _____ (管理) 高橋 リサ子 _____

利用者住所 : _____

利用者氏名 : _____ (印)

ご家族住所 : _____

ご家族氏名 : _____ (印)

利用者とのご関係 : _____

代理人住所 : _____

代理人氏名 : _____ (印)

重要事項説明書 利用料金表 (別紙)

*自己負担額が単位表記の場合は、
1単位×11.05 (地域区分3級地) にて料金を計算いたします。
*利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算いたします。

介護保険

《負担額計算方法》 報酬単位 × 地域区分単価 (11.05) = A (小数点以下切り捨て)
 $A \times 0.9$ (1割負担の場合) = B (負担割合が2割の方は0.8、3割の方は0.7をかけて下さい)
 $A - B$ =利用者負担額

【基本利用料】

<要介護>

*日中(8時~18時)の場合

サービス名称	サービス内容		単位数	利用者負担金 (基本利用料の1割)	1回につき
訪問看護 I 1	看 護 師 ※1	20分未満	314単位	347円	
訪問看護 I 2		30分未満	471単位	521円	
訪問看護 I 3		30分以上1時間未満	823単位	910円	
訪問看護 I 4		1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,247円	
訪問看護 I 5	法 士 等 理 学 療	20分※2	294単位	325円	
		40分(20分×2)	588単位	650円	
訪問看護 I 5・2超		60分(20分の90/100×3)	795単位	879円	

※1: 准看護師の場合は90/100

※2: 20分以上を1回とし、週6回が限度

*夜間(18時~22時)・早朝(6時~8時)の場合(25%加算)

サービス名称	サービス内容		単位数	利用者負担金 (基本利用料の1割)	1回につき
訪問看護 I 1・夜	看 護 師 ※1	20分未満	393単位	435円	
訪問看護 I 2・夜		30分未満	589単位	651円	
訪問看護 I 3・夜		30分以上1時間未満	1,029単位	1,137円	
訪問看護 I 4・夜		1時間以上1時間30分未満	1,410単位	1,558円	

※1: 准看護師の場合は90/100

*深夜(22時~翌朝6時)の場合(50%加算)

サービス名称	サービス内容		単位数	利用者負担金 (基本利用料の1割)	1回につき
訪問看護 I 1・深	看 護 師 ※1	20分未満	471単位	521円	
訪問看護 I 2・深		30分未満	707単位	782円	
訪問看護 I 3・深		30分以上1時間未満	1,235単位	1,365円	
訪問看護 I 4・深		1時間以上1時間30分未満	1,692単位	1,870円	

※1: 准看護師の場合は90/100

<要支援>

*日中(8時~18時)の場合

サービス名称	サービス内容		単位数	利用者負担金 (基本利用料の1割)	1回につき
予防訪問看護 I 1	看護師 ※1	20分未満	303単位	335円	
予防訪問看護 I 2		30分未満	451単位	499円	
予防訪問看護 I 3		30分以上1時間未満	794単位	878円	
予防訪問看護 I 4		1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,205円	
予防訪問看護 I 5	法士等 理学療	20分※2	284単位	314円	
		40分(20分×2)	568単位	628円	
予防訪問看護 I 5・2超		60分(20分の50/100×3)	426単位	471円	

※1：准看護師の場合は90/100

※2：20分以上を1回とし、週6回が限度

*夜間(18時~22時)・早朝(6時~8時)の場合(25%加算)

サービス名称	サービス内容		単位数	利用者負担金 (基本利用料の1割)	1回につき
予防訪問看護 I 1・夜	看護師 ※1	20分未満	379単位	419円	
予防訪問看護 I 2・夜		30分未満	564単位	624円	
予防訪問看護 I 3・夜		30分以上1時間未満	993単位	1,098円	
予防訪問看護 I 4・夜	1時間以上1時間30分未満	1,363単位	1,507円		

※1：准看護師の場合は90/100

*深夜(22時~翌朝6時)の場合(50%加算)

サービス名称	サービス内容		単位数	利用者負担金 (基本利用料の1割)	1回につき
予防訪問看護 I 1・深	看護師 ※1	20分未満	455単位	503円	
予防訪問看護 I 2・深		30分未満	677単位	748円	
予防訪問看護 I 3・深		30分以上1時間未満	1,191単位	1,316円	
予防訪問看護 I 4・深	1時間以上1時間30分未満	1,635単位	1,807円		

※1：准看護師の場合は90/100

○交通費は、通常訪問看護地域の場合所定点数に含まれます。

○早朝(6時-8時)、夜間(18時-22時)は25%増、深夜(22時-6時)は50%増となります。

○1日3回以上理学療法士等による訪問看護(介護予防訪問看護)する場合は1回につき90/100(50/100)を算定します。

【加算】

サービス名称		サービス内容	単位数	利用者負担金 (基本利用料の1割)		
1 月 に つ き	<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	600 単位	663 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護特別管理加算(Ⅰ)	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している 上記利用者に計画的な管理を行った場合	500 単位	553 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護特別管理加算(Ⅱ)	・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥瘡 ・点滴注射を週3日以上行う必要がある 上記利用者に計画的な管理を行った場合	250 単位	277 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護初回加算(Ⅰ)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。 ※ただし、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定できない	350 単位	387 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。 ※ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定できない	300 単位	332 円		
	<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算	訪問介護員に対し、痰の吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等と同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合	250 単位	277 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護体制強化加算Ⅰ	①訪問看護スタッフの6割以上が看護職員②前6ヶ月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%を超えること③前6ヶ月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が20%を超えること④前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が5名以上であること。①②③④のすべての条件を満たす場合	550 単位	608 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護体制強化加算Ⅱ	①訪問看護スタッフの6割以上が看護職員②前6ヶ月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%を超えること③前6ヶ月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が20%を超えること④前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が1名以上であること。①②③④のすべての条件を満たす場合	200 単位	221 円		
1 回 に つ き	<input type="checkbox"/> 訪問看護口腔連携強化加算	歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供をすること	50 単位	56 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護退院時共同指導加算	退院するに当たり、主治医その他職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合 ※ただし、特別な管理(上記特別管理加算参照)を必要とする場合は2回/月	600 単位	663 円		
	<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算Ⅰ	複数の看護師等がサービスを行った場合	30分未満	254 単位	281 円	
			30分以上	402 単位	445 円	
	<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算Ⅱ	看護師等と看護補助者がサービスを行った場合	30分未満	201 単位	223 円	
			30分以上	317 単位	351 円	
	<input type="checkbox"/> 訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ	訪問看護ステーション等が提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算。 ・すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上であること	6 単位	7 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ	訪問看護ステーション等が提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算。 ・すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上であること	3 単位	4 円		
	<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合	300 単位	332 円		
	<input type="checkbox"/> 訪問看護ターミナルケア加算	亡くなった日を含め14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500 単位	2,763 円		

(その他の費用)

・ご家族の希望により死後の処置を行った場合は別途 20,000 円をいただきます。

●尚、介護報酬改定に伴い金額が変動する事がございますので予めご了承下さい。

医療保険

≪負担額計算方法≫①管理療養費 + ②基本療養費（医療もしくは精神医療） + ③加算（該当項目のみ）

①管理療養費 : ≪医療・精神医療≫

管理療養費		利用料金 (円/回)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）	機能強化型訪問看護 ステーションⅠ	¥13,230	¥1,323	¥2,646	¥3,969
訪問看護管理療養費 （月の2日目以降の訪問の場合）	訪問看護管理療養費 1	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	訪問看護管理療養費 2	¥2,500	¥250	¥500	¥750

≪②基本療養費 : 医療≫

基本療養費 項目		利用料金 (円/回)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）	看護師 週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
	看護師 週4日以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
	准看護師 週3日まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515	
	准看護師 週4日以降	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815	
訪問看護基本療養費Ⅱ（1日につき） ※同一建物への訪問	看護師 同一日 2人	3日目まで/週	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		4日以降/週	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	看護師 同一日 3人以上	3日目まで/週	¥2,780	¥278	¥556	¥834
		4日以降/週	¥3,280	¥328	¥656	¥984
	准看護師 同一日 2人	3日目まで/週	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
		4日以降/週	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
	准看護師 同一日 3人以上	3日目まで/週	¥2,530	¥253	¥506	¥759
		4日以降/週	¥3,030	¥303	¥606	¥909
訪問看護基本療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は 入院中2回	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	

○訪問看護管理療養費 1：訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割未満で、次のいずれかに該当する

別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある

精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度：40以下の利用者の数が月に5人以上である

○訪問看護管理療養費 2：訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者の占める割合が7割以上であること同一建物居住者の占める割合が7割未満であり、以下条件に該当しないこと

別表第7、第8に該当する者への訪問看護について相当な実績がある

精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度：40以下の利用者の数が月に5人以上である

《②基本療養費 : 精神医療》

基本療養費 項目			利用料金 (円/回)	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
		30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275	
	看護師 週4日以降	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
		30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530	
	准看護師 週3日まで	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515	
		30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161	
准看護師 週4日以降	30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815		
	30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416		
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (一日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日 2人	3日目まで/週	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
			30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
		4日以降/週	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
			30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
	看護師 同一日 3人以上	3日目まで/週	30分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834
			30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639
		4日以降/週	30分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984
			30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765
	准看護師 同一日 2人	3日目まで/週	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
			30分未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
		4日以降/週	30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
			30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416
准看護師 同一日 3人以上	3日目まで/週	30分以上	¥2,530	¥253	¥506	¥759	
		30分未満	¥1,940	¥194	¥388	¥582	
	4日以降/週	30分以上	¥3,030	¥303	¥606	¥909	
		30分未満	¥2,360	¥236	¥472	¥708	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は 入院中2回		¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	

《③加算 医療》

項目	サービス内容	利用 料金	自己負担額				
			1割	2割	3割		
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合に算定	2回/1日訪問	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
		3回以上/1日訪問	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
緊急訪問看護加算	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定	1日につき(月14日目まで)	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
		1日につき(月15日目以降)	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
長時間訪問看護加算(90分超)	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に、週1日(15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日)を限度として算定	1日/週	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に、1日につき算定	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	¥1,800	¥180	¥360	¥540	
		上記以外の場合	¥1,300	¥130	¥260	¥390	
複数名訪問看護加算	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	看護師2人以下	1日に1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		看護師と准看護師	1日に1回	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
		看護師と看護補助者	1日に1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900
			1日に2回	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
			1日に3回	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
特別管理指導加算	医療保険における特別管理指導加算とは、退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う時に算定		¥2,000	¥200	¥400	¥600	
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定		¥3,000	¥300	¥600	¥900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定		¥2,000	¥200	¥400	¥600	
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している		¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
		・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥創 ・訪問点滴注射管理指導料を算定している		¥2,500	¥250	¥500	¥750
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
訪問看護情報提供療養費1.2.3	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定		¥1,500	¥150	¥300	¥450	
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定		¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	
看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションが、喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援すること	月1回	¥2500	¥250	¥500	¥750	
訪問看護医療DX情報活用加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う	1月あたり	¥50	¥5	¥10	¥15	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をしていること。主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を構築していること。訪問看護管理療養費を算定していること。		¥780	¥78	¥156	¥234	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)スコア18区分(10円～500円)	地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが医療従事者の賃金の改善を図る体制にあること。訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分に従い、所定額を算定すること		該当なし				
24時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定。	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	
		上記以外の場合	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956	

《③加算 : 精神医療》

項目		利用 料金	自己負担額				
			1割	2割	3割		
□	精神科複数回訪問加算	1日2回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
		1日3回以上	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
□	精神科緊急時訪問看護加算	1日につき(月14日目まで)	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
		1日につき(月15日目以降)	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
□	長時間精神科訪問看護加算(90分超)	1日/週	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
□	複数名精神科訪問看護加算(30分未満の場合を除く)	看護師2人以下	1日に1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
			1日に2回	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
			1日に3回以上	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
		看護師と 准看護師	1日に1回	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
			1日に2回	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280
			1日に3回以上	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
		看護師と看護補助者もしくは精神保健福祉士が同行 ※週1回に限る		¥3,000	¥300	¥600	¥900
□	精神科重症患者支援管理連携加算イ	月1回	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	
□	精神科重症患者支援管理連携加算ロ	月1回	¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740	

(その他の費用)

- ・交通費、その他費用…サービス提供に必要な費用のある場合実費負担、コインパーキング代等
- ・ご家族の希望により死後の処置を行った場合は別途20,000円をいただきます。

●尚、診療報酬改定に伴い金額が変動する事がございますので予めご了承下さい。

【負担金の割合】

保険種別	負担割合	自己負担限度額(外来)
国保高齢者受給者	1割、2割、3割	高額療養費の適用になる場合
後期高齢者医療保険	一般所得者等は1割、一定以上所得のある方は2割、現役並みの所有者は3割	があり自己負担限度額区分の負担額になります
自立支援医療受給者	受給者証に記載された負担上限月額の内	
特定医療費(指定難病)助成制度利用対象者	受給者証に記載された負担上限月額の内	
生活保護世帯	自己負担金はありません	
上記以外の保険の方(国保・健保) 本人・健保家族等	3割	

① 70歳以上の所得区分と自己負担限度額(1か月当り)

所得区分		自己負担限度額
3割	現役並み所得Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% *多数該当 140,100円
	現役並み所得Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% *多数該当 93,000円
	現役並み所得Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% *多数該当 44,400円
2割	一般Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10% または18,000円のいずれか低い方
1割	一般Ⅰ	18,000円
	住民税非課税等で区分Ⅱ	8,000円
	住民税非課税等で区分Ⅰ	8,000円

②70 歳未満の所得区分と自己負担限度額 (1 か月当り) 「認定証」の提示必須

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	ア	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%
	イ	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%
一般所得者	ウ	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%
	エ	57,600 円 *多数該当 44,400 円
低所得者	オ	35,400 円 *多数該当 24,600 円